

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和6年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を後期高齢者医療保険に関する資格、給付、賦課、収納、滞納の事務において取り扱う。</p> <p>①被保険者からの届出により、資格・給付管理に必要な情報を、大分県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料の賦課決定するために必要な所得情報等を、広域連合に提供する。 ③広域連合が決定した賦課情報の管理をする。 ④徴収した保険料の収納情報・滞納情報の管理をする。</p>
③システムの名称	1大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 2滞納システムTHINK TAX 3後期高齢者医療システム 4中間サーバー 5統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部総務課 TEL 0979-62-9871
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保険年金課 TEL 0979-62-9068

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	保険年金課長 吉富 浩	保険年金課長 今永 正直	事後	所属長の異動の伴い修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	保険年金課長 今永 正直	保険年金課長 榎本 常志	事後	所属長の異動に伴い修正
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する 特定個人情報保護評価書の 種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人 情報の入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人 情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委 託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人 情報の提供・移転(委託や情 報提供ネットワークシステム を通じた提供を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接 続	なし	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人 情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に 対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	保険年金課長 榎本 常志	保険年金課長	事後	所属長の役職名のみに修正
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	1大分県後期高齢者医療標準システム 2中津市高齢者システムMCWEL 3住民情報システムAcrocity 4中間サーバー	1大分県後期高齢者医療標準システム 2滞納システムTHINK TAX 3後期高齢者医療システム 4中間サーバー 5統合宛名システム	事後	システムの変更及び追加
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9068	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1大分県後期高齢者医療標準システム 2滞納システムTHINK TAX 3後期高齢者医療システム 4中間サーバー 5統合宛名システム	1大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 2滞納システムTHINK TAX 3後期高齢者医療システム 4中間サーバー 5統合宛名システム	事後	システム名の修正
令和4年5月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活保健部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	機構改革に伴い部の名称変更
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	中津市生活保健部保険年金課	中津市健康福祉部保険年金課	事後	機構改革に伴い部の名称変更
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)